

令和3年第3回美幌町議会定例会会議録

令和3年3月 2日 開会
令和3年3月16日 閉会

令和3年 3月16日 第9号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 議案第 13 号～議案第 36 号

○日程追加事件

- 追加日程第 1 議案第 37 号 令和 2 年度美幌町一般会計補正予算（第 14 号）について
- 追加日程第 2 議案第 38 号 令和 3 年度美幌町一般会計補正予算（第 1 号）について

○議事日程

- 日程第 3 意見書案第 1 号 高レベル放射性廃棄物の最終処分場にしないことを求める意見書について
- 日程第 4 報告第 3 号 定期監査報告について
- 日程第 5 報告第 4 号 例月出納検査報告について（11 月～1 月分）
- 日程第 6 閉会中の継続調査について

○出席議員

- | | | | |
|----------|-------------|---------|-------------|
| 1 番 | 戸 澤 義 典 君 | 2 番 | 稲 垣 淳 一 君 |
| 3 番 | 大 江 道 男 君 | 4 番 | 高 橋 秀 明 君 |
| 5 番 | 木 村 利 昭 君 | 6 番 | 伊 藤 伸 司 君 |
| 7 番 | 馬 場 博 美 君 | 8 番 | 古 舘 繁 夫 君 |
| 9 番 | 藤 原 公 一 君 | 10 番 | 坂 田 美 栄 子 君 |
| 副議長 11 番 | 岡 本 美 代 子 君 | 12 番 | 上 杉 晃 央 君 |
| 13 番 | 松 浦 和 浩 君 | 議長 14 番 | 大 原 昇 君 |

○欠席議員

なし

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席説明員

美 幌 町 長 平 野 浩 司 君 教 育 委 員 会 長 矢 萩 浩 君

監 査 委 員 高 木 清 君

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席受任説明員

副 町 長	高 崎 利 明 君	総 務 部 長	小 室 保 男 君
民 生 部 長	那 須 清 二 君	経 済 部 長	石 澤 憲 君
建設水道部長	川 原 武 志 君	病 院 事 務 長	但 馬 憲 司 君
事務連絡室長	志 賀 寿 君	会 計 管 理 者	西 俊 男 君
総 務 主 幹	関 弘 法 君	防 災 危 機 管 理 主 幹	河 端 勲 君
まちづくり主幹	佐々木 斉 君	政 策 主 幹	後 藤 秀 人 君
財 務 主 幹	中 尾 亘 君	税 務 主 幹	片 平 英 樹 君

児童支援主幹 小室秀隆 君
 健康推進主幹 大場圭子 君
 みらい農業センター主幹 午来博 君
 商工観光主幹 多田敏明 君
 建設主幹 御田順司 君
 水道主幹 石山隆信 君
 地域医療連携主幹 高山吉春 君
 環境衛生担当主査 水上修一 君
 教育部長 田村圭一 君
 学校給食主幹 斉藤浩司 君
 スポーツ振興主幹 浅野謙司 君
 農業委員会事務局長 佐々木鑑仁 君

福祉主幹 影山俊幸 君
 農政主幹 田中三智雄 君
 耕地林務主幹 中沢浩喜 君
 施設管理主幹 以頭隆志 君
 建築主幹 吉田善一 君
 病院総務主幹 菅敏郎 君
 事務連絡室次長 横山聖二 君
 医療給付担当主査 早坂トシ 君
 学校教育主幹 遠藤明 君
 社会教育主幹 松尾まゆみ 君
 博物館主幹 鬼丸和幸 君
 選挙管理委員会事務局長 立花良行 君
 監査委員室長

○議会事務局出席者

事務局長 遠國 求 君
 議事係長 鶴田 雅規 君

次長 佐藤和恵 君
 議事係 新田麻美 君

午前10時00分 開議

◎開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これから令和3年第3回美幌町議会定例会第15日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番木村利昭さん、6番伊藤伸司さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（遠國 求君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましては、第1日目と同様でありますので、御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第2 議案第13号から
議案第36号まで

○議長（大原 昇君） 日程第2 議案第13号美幌町議会議員及び美幌町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてから議案第36号令和3年度美幌町病院事業会計予算についてまでの24件を議題といたします。

第14日目に引き続き、質疑を行います。

議案第33号令和3年度美幌町公共下水道特別会計予算について、歳入歳出一括して質

疑を許します。

1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 予算書440ページになります。

公共下水道費、一般管理費、業務委託料、地方公営企業法適用化業務委託料2,023万2,000円につきまして、その事業内容及び委託先、積算根拠について御説明いただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 施設管理主幹。

○施設管理主幹（以頭隆志君） 戸澤議員の御質問に答弁いたします。

まず、公共下水道事業に係る地方公営企業法適用実施の必要性についてでございますが、総務省が公営企業会計適用拡大に向けたロードマップを示しており、人口3万人以上の地方公共団体につきましては、集中対策期間である平成27年から平成31年までの5年間で取組が行われており、令和2年4月1日現在、全国の対象市町村810のうち809の市町村、99.9%が適用済みとなっている状況です。

また、人口3万人未満の地方公共団体につきましても、拡大集中取組期間である平成31年から令和5年までの5年間に完了するよう要請されており、令和2年4月1日現在、全国の対象市町村816のうち193市町村、23.7%が適用済みとなっている状況でございます。

さらに、公共下水道に係る施設や管渠更新等で社会資本整備総合交付金を活用し、毎年事業を実施しておりますが、令和2年3月31日付の国の通知でございますけれども、人口3万人未満の地方公共団体においては、令和6年度以降の予算、決算が公営企業会計に基づくものに移行していることとして要件化されている状況でございます。実質的には、法適用の取組は必須となっている状況でございます。

次に、法適用の目的と意義についてでございますが、今回の取組により固定資産台帳が整備されることで、経営状況が的確に把握さ

れる点、発生主義に基づく複式簿記による会計処理を行うことで収支見通しを的確に把握できる点が挙げられております。

これらの取組により、中長期的な視点に立った持続可能なストックマネジメントの推進、適切な原価計算に基づく料金算定を踏まえた独立採算による経営の健全化、効率化を図りながら、将来にわたり安定した公共下水道事業が構築されるとして国は示してございます。

それでは、事業内容につきまして御説明いたしますので、資料の3ページをお開き願います。

この図は、法適用に係る作業のイメージとして、国が標準的に示しているものでございます。

まず、1年目の取組としては、表の上段、移行事務の準備といたしまして、法適用基本方針を作成する経費として329万2,000円、詳細につきましては記載のとおりでございますが、主なものとしては、法適用に係る範囲の検討や固定資産の資産登録単位の設定を行うものでございます。

次に、中段の右側ですが、固定資産台帳の整備に係る経費として1,694万円、整備方法は記載の手順1から8となっておりますが、決算情報の収集や税抜き処理、間接工事費の配分、受益者負担金の配分など、一番労力を必要とする業務でございます。

国が示した地方公営企業法適用マニュアルによります先行事例では、平均2年7か月、3.5人の人員が必要とされている業務でございます。

次に、中段の左側、債務負担として令和4年度の取組を予定してございますが、移行事務支援として、406万9,000円、法適用範囲に基づく条例改正や勘定科目の設定、打ち切り決算、税務署、総務省への届出などの業務となっております。

最後に、下段の右側でございますが、同じく令和4年度の取組として、システム導入費用4,045万5,000円でございますが、現在、水道事業会計では2種類のシステムを

導入しており、会計システムは平成25年度導入から7年を経過しております。また、料金システムは平成26年度の導入から6年を経過している状況で、下水道会計の法適用に併せて、サーバー管理の現在のシステムからクラウド管理のシステムに更新することで、保守費用とシステム更新費用の軽減を図りながら整備をするものでございます。

以上、業務の詳細とスケジュール、費用についての御説明をさせていただきました。

法適用に係る経費につきましては、費用の全額が公営企業会計適用債の対象でございまして、42%が地方交付税として措置されることになっておりますので申し添えます。

それでは、資料の2ページを御覧いただきたいと思います。

資料の2ページの下段から3行目でございますが、委託先につきましては、法適用業務及びシステム導入が可能な業者による指名競争入札を予定しておりますが、参考見積りを徴取した業者につきましては、現在、水道事業のシステムを導入、運用している新潟のメーカーでございますが、その北海道代理店から徴取している状況です。

最後に、法適用後の職員体制についてでございますが、現在のところは未定ですけれども、法適用の業務の範囲、内容によりまして、管理者または技術職員、事務職員等が適切に配置されるということで考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上、御説明をさせていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 御説明をありがとうございました。

1点だけ確認させてください。

固定資産台帳の整備について、3.5人で2年7か月かかるという御説明をいただきました。これは、令和3年度内に終わらせるような計画になっていると思いますが、実際に1年以内に終わると理解してよろしいのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 施設管理主幹。

○施設管理主幹（以頭隆志君） ただいまお問合せをいただきました固定資産台帳の整備期間についてでございますが、固定資産の整備手法につきましては、簡易手法、標準整理手法、詳細手法という3種類ございまして、その市町村ごとに、事務処理に合った処理方法で進めるという状況がありますので、標準的に示された年数、人数ということでございまして、美幌町としては1年程度で整備が進むと考えております。そのためにも、事業者委託をして1年以内で進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君） 同じ項目で質問します。

今の御説明によると、最終的には令和5年度から法適用の上、進めるということでののかどうか、もう一度確認したいと思います。

2点目は、今後、法適用になった場合に考えられる現在からの変更点をお伺いします。一番大きいものは料金かと思いますが、現在どのように考えられているのか、御説明をお願いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 施設管理主幹。

○施設管理主幹（以頭隆志君） 馬場議員からお問合せいただきました1点目は、令和5年度からの実施かということでございます。

令和3年度、4年度で移行事務を実施しまして、5年度から会計移行を進めることを考えてございます。

また、公営企業会計移行に伴う変更点について、料金のお話がございました。

今の下水道使用料につきましては、令和元年12月の使用分から下水道使用料が改定されている状況で、令和元年から令和4年までの試算の中で必要な料金設定ということで改定させていただいておりますので、その状況を踏まえつつ、公営企業会計に移行後の収支で試算等を見ながら、手数料の改定が必要な場合には実施することになるかと思いますが、令和元年12月使用料分からの改

定を実施している状況の中では、管内の下水道使用料の中でもかなり上位にありますので、そこも踏まえた中で判断していくことになるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 私も、同じ委託料の質問でございます。

先ほどの説明で、法適用後の体制としては現在の上下水道課の職員が担うということですから、人員が増えるのかどうか分かりませんが、しっかりとシステム管理をしていく上で、職員研修もこの業務の中に入っておりますが、水道事業と同じように独立採算という方向を目指したときに、果たして、今の体制で十分な対応ができるのかどうか、その辺の考え方をお聞かせください。

もう一つは、法適用後の一般会計の繰入金が具体的にどう変わるのか、その辺の考え方について御説明いただきたいのと、これが住民サービスに結びついていくことになるのかどうか、この3点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 施設管理主幹。

○施設管理主幹（以頭隆志君） 上杉議員からお問合せをいただきました、まず人員の件でございますが、移行する中で業務がどのように変化していくか、不透明なところもございますので、現在の人員だけで足りるかというところは、未定というのが現状でございます。

なお、令和3年度につきましては、今の人員での対応を考えておりますが、令和4年度、移行の前年度につきましては、委託業務でございすけれども、町で対応する職員も必要な状況になるのではないかと想定はしてございます。

2点目の繰入れの考え方でございますが、現状は基準内、基準外の繰入れというルールの中で、3億5,000万円ほどの繰入れが行われた中で下水道事業特別会計が運営されて

いる状況でございます。

公営企業会計に移行することにより、どの部分がどういうふうにというところはこれからでございます。詳細な御説明はできませんけれども、先ほどお話ししましたとおり、公営企業会計に移行することにより、収支、資産の状況が明らかになることによりまして、必要な料金または将来にわたり安定した下水道事業を運営できるようになるものと考えてございます。

3点目の住民サービスにどのような影響があるのかということでございます。

先ほど、繰入れの考え方の一部でもお話しさせていただきましたが、公営企業会計への移行は、安定的な公共下水道事業を運営していくための法適用化ということでございまして、公営企業会計の安定的な運営によって、住民の皆さんも安心して生活ができるのではないかと考えてございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 法適用になったら、今の下水道関係の一般的な業務処理から変わってきます。

当然、業務委託の中でも、先行事例の研究や職員研修は令和4年度から入っていますので、そうした面で、きちんとした会計処理をして、今お話があった、町民のために安心・安全に下水道事業を運営できるようにこういう作業をしていくということは理解しています。

令和3年度には、ぜひ、いろいろな検証をし、業務量などを把握しながら、法適用の業務を心配なくこなせるように、業務量などを十分精査しながら職員体制を考えてほしいと思います。

一般会計繰入金は、ルール、ルール外ということがありましたけれども、法適用になることによって、いろいろな変化が出てくることが考えられますので、スタートする令和5年度の適用の前に、進捗状況について、ぜひ議会にも報告していただいて、住民に法適用に

なることによって、将来がどういうふうに変わっていくのかということについて、しっかり周知をしていただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（川原武志君） お答えいたします。

業務委託で進めていく中で、それぞれ詳細が出てくると思います。それについては丁寧に説明して進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） 一括で質問しないとややこしくなるので、今の続きの質問と、同じところにあるストックマネジメント計画、事業計画委託料の3本柱で今年スタートすると思うのです。

今の流れの中で、数点、気になることがあります。

まず1点目は、今回の6,400万円の委託業務をするのは、公営企業法に対する考え方の流れだと思うのです。基準をどうするか。

次にあるストックマネジメントは、書いてあるとおり、終末処理場のストックマネジメント計画についてどのように検討に入るかということと、業務計画も同時に策定に入ることです。

そこで、この委託業務先を1本にしてできるのかどうか、三つを1本の業者でいくのかどうかです。

また、1本目の公営企業にいく段階において、まだストックマネジメント計画ができていないものですから、今後の投資計画の数字について、令和5年4月からスタートだと思うので、逆算すると、令和4年の秋には全容が出なければ、翌年度の議会にかけける数字、期首の決算書の確認が取れないと思います。

たしか、今から6年前の公営企業法のときに、国保病院のときは期間がぎりぎりかかったと思うのです。数字の移行作業を12月までに議会に言わなければ、チェックのしようがないと思うのです。

その段階で、ストックマネジメント計画と

業務計画は同時に概要の数字が出なければ、令和5年度から始まる期首の数字、そして、それ以降の投資金額が出ないと思うのです。それによっては、今の水道事業の賦課金、町民の税金などはどうなるのか、その辺の段取りはどのようにうまくいくのか。

また、このストックマネジメント計画と業務計画の中で、さらなる投資金額が莫大にあるのかどうか、目に見えているものがあるのかどうか、それが分かればお願いします。

○議長（大原 昇君） 松浦議員は、今、3本をまとめて聞いているのですね。

○13番（松浦和浩君） そうでないと質問しにくいのです。

○議長（大原 昇君） 別々だと思うのですが、答弁できますか。

建設主幹。

○建設主幹（御田順司君） 今、松浦議員から、ストックマネジメント計画、下水道事業計画の変更のお話がありました。前段にその実施内容と積算内訳について御質問がありまして、さらに、法適用化に絡んで委託先等がどうなるのだということもありましたので、説明をさせていただきます。

ストックマネジメント計画について、回答書がありますので、説明をさせていただきます。

終末処理場の老朽化した中央監視設備と汚泥処理設備を更新するために必要な更新計画を策定する業務となっております。

中央監視設備は、終末処理場の運転操作及び監視を行うとともに、機器の運転状況や故障状況を把握し、迅速な対応を行うためのものであり、運転操作履歴などの日報、月報として記録し、今後の運転操作や管理の基礎資料としているところです。

設備につきましては、平成12年に設置し、今年で21年が経過しようとしており、経年劣化による不具合が生じ、部品調達や修繕が難しい状況となっていることから、健全度を調査、判定し、更新計画を策定するものです。

また、汚水処理設備でありますけれども、

流入下水の処理過程で発生する汚泥処理に必要な設備で、濃縮、消化、脱水に係る機械等は最大で設置後43年を経過しようとしており、経年劣化による不具合の発生頻度が高まっていることから、健全度を調査、判定し、更新計画を策定するものであります。

積算内訳ですが、北海道土木工事積算基準（下水道編）に基づき、1業務で積算しており、按分しますと、中央監視設備分が260万円、汚泥処理設備分が940万円となっております。

対象施設としましては、中央監視設備がシーケンサー盤、中央端子盤、CRT監視盤、ロガー装置、伝送装置、監視カメラ、監視モニターなどとなっております。

また、汚泥処理設備につきましては、濃縮汚泥かき寄せ機、濃縮汚泥ポンプ、ガスタンク、ガス攪拌機、脱硫器、汚泥脱水機、汚泥供給ポンプ、スクリーコンベアなどとなっております。

続きまして、事業計画変更の実施内容、積算内訳についてでございます。

下水道法第4条に基づく事業計画の変更業務委託となります。

現計画の事業期間が令和3年度末、令和4年3月31日までとなっていることから、変更計画を策定するものであり、事業期間を令和4年度から令和8年度までの5年間とし、人口の推移や汚水量の実績を基に施設規模を精査するとともに、施設更新計画や修繕計画、財政試算等を検討し、変更事業計画を策定いたします。

積算内訳ですが、北海道土木工事積算基準（下水道編）に基づき、1業務で積算しており、1,100万円となっております。

委託業務を一本化でできるのかという話もありましたけれども、法適用化に係る部分と事業計画、ストックマネジメント策定では、業務の内容が違いまして、受ける業者等も変わってくると思いますので、一本化での発注はできないだろうと考えております。

また、ストックマネジメントの部分と事業

計画策定の部分については、業務全体の計画の部分とストックマネジメントにつきましては、現地での調査、判定的な業務ということで、異なる業務と考えていますので、別々の発注になろうかと考えております。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） この回答を見ると、事業計画変更業務委託料が早急に計画書をあげます、財政試算を検討していると書いてあります。これが令和3年度中です。ストックマネジメントについては、書いてあるとおり、終末処理の汚泥の関係と分かれた計画であり、これは過大な投資があるのかどうかということには回答されていません。

また、最初に公営企業法の業務委託で会計基準の中で、先ほど数人の議員から、今後使用料はどうなるのか、経営状態はどうなのかと言っても、これをやる前に業務計画、ストックマネジメントの投資資金が決まらなければ、この概要が分からないと思います。

この三つをばらばらの会社でやるとなったときに、今後の長期計画、下水処理場の5年、10年、20年の計画が明確に出るのは、どの段階でどのように考えるのか、この三つを合算して行う業務の取りまとめはいつ頃になるのですか。

それから、先ほど言ったように、今後、経年劣化した部分の再投資について、今、分かっている概略の数字は出るのか、出ないのか、先ほど質問したとおりですけれども、お願いします。

○議長（大原 昇君） 建設主幹。

○建設主幹（御田順司君） ただいまの御質問でございます。

事業計画の変更の中で、回答書にも記していますけれども、財政試算をするということですが、詳細な調査、実施設計等ができていないわけではございませんので、概略での事業計画の中で試算して事業費を抑えようと。それについては、過去から継続している部分や将来的に見通せる部分を既に持ってお

りますし、そこを新たに精査する形で、事業費等も試算する形になろうかと思えます。

今回予算計上させていただいているストックマネジメント計画につきましても、大本のストックマネジメント基本計画を平成29年に作成しておりまして、その中では、年次的に何を更新していかなければならないだろうという経過年数等による選択は終わっておりまして、今回計上している予算につきましては、直近で必要な個別のストックマネジメント計画となっています。

今年度の事業費の中でも、終末処理場の受変電設備の更新工事ということで予算を計上させていただいておりますけれども、受変電設備終了後、中央監視設備に移行すべく、今回、ストックマネジメント計画を策定することです。なおかつ、中央監視設備とラップするような形で、汚泥処理設備の劣化も激しいということで、次はそれに移行すべく、併せてストックマネジメント計画を策定することです。

先ほど、法適用化のところで、今後、過大な投資等があるのだろうかというお話がありましたが、今の中央監視設備や汚泥処理設備、耐震化等のこともございまして、それらについては、大枠の概算でどれぐらいかかっていくという試算をしておりますので、それらを反映させた試算をしていくことになろうかと思っています。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） 大体の流れが理解できました。先ほど、ほかの議員も言いましたように、住民の方々にとって安全で快適な下水道ということですが、使用料が今以上に上がるのか。上がらないようにするためには経営改善が必要で、経営改善ができなければ繰入金が増えてしまい、それは町民の税金ということですから、この辺の数字の解明と貸借対照表の作成時期が令和4年12月ぐらいまでに全て整うのか。その段階で、料金は動かない、繰入金が増えてくる、もしくは経営

改善でもっとよくなるのか。

これをどのタイミングというより、どの時期までに議会や町民へ説明ができるのか、僕は令和4年12月ぐらいかと思うのですが、その辺の日程調整なり説明の計画をどのように考えているか、最後をお願いします。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（川原武志君） 松浦議員の御質問にお答えいたします。

令和3年度から業務の委託を行いまして、令和4年度までの2か年で進めていくということを現在は考えております。

議員がおっしゃるとおり、令和5年度の予算も含めて関係してくるものでありますので、それに全力を尽くして努力してまいりたいと考えております。

時期につきましても、当然、予算期がありますので、それも含めて工期の設定などを今後詰めていきたいと考えております。

御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 6番伊藤伸司さん。

○6番（伊藤伸司君） 442ページ、公共下水道費、維持管理費の中の手数料が増えた分について、御説明をお願いします。

○議長（大原 昇君） 施設管理主幹。

○施設管理主幹（以頭隆志君） 伊藤議員の御質問に御答弁をいたします。

手数料の大幅な増額の理由についてでございますが、令和2年度の手数料として300万4,000円、委託料として、重金属等水質分析委託料130万円、産業廃棄物処理委託料1,358万5,000円で、令和2年度の合計額として1,788万9,000円を予算化しておりました。

業務内容から手数料での予算作成が適当であるということで、令和3年度に予算の組替えをしたことから、令和3年度は手数料として253万6,000円、重金属等水質分析手数料92万円、産業廃棄物処理手数料1,309万円を計上しており、令和3年度の合計で1,654万6,000円となっており、委託先の見直し、また処理数量の調整などにより

まして、令和2年度と3年度を比較いたしましたので、134万3,000円の減額となっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで、議案第33号の質疑を終わります。

議案第34号令和3年度美幌町個別排水処理特別会計予算について、歳入歳出一括して質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第34号の質疑を終わります。

議案第35号令和3年度美幌町水道事業会計予算について、歳入歳出一括して質疑を許します。

7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君） 496ページ、配水及び給水費、田中配水池内清掃委託料671万円について、具体的な内容及び積算根拠の御説明をお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 水道主幹。

○水道主幹（石山隆信君） 馬場議員の質問について説明させていただきます。

田中配水池内清掃委託料671万円の具体的な内容及び積算根拠についてでございます。

内容についてでございますが、場所は、田中、美幌駐屯地前にあります田中配水池で、配水池ナンバー1と配水池ナンバー2の2池についてでございます。

委託の内容については、配水池内に水中ロボットを投入し、遠隔操作により、池内部の点検及び清掃を行うものでございます。外から見えない配水池の内部は、時間の経過とともに沈殿物がたまってしまうため、定期的な清掃作業が必要と考えております。

目的としては、水質の安全、安定確保のために行います。

前回の配水池の清掃は、平成17年に清掃した実績があり、15年が経過しております。

次に、積算根拠についてでございます。

積算根拠については、見積りによるものでございます。内容については、水中ロボットの点検工、清掃工及び調査・記録、交通費及び宿泊費、諸経費から成る見積単価となっております。

対象面積につきましては、1,160平米であります。

以上、御説明いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君） 今の説明の中で、田中配水池は15年前に清掃されたということ、今後においても15年に1回でいいのかどうか、水質の安全、安定確保のために行うのであれば、その状況に応じてやることはできないのか、その点について伺いいたします。

○議長（大原 昇君） 水道主幹。

○水道主幹（石山隆信君） 今の御質問でございます。

水道法の一部が改正され、適切な資産管理の推進として、水道事業等に点検を含む施設の維持、修繕を行うことを義務づけることとされました。

具体的な内容については、国からガイドラインが示され、コンクリート構造物については、おおむね5年に1回以上の頻度で点検を行うこととされましたが、そこには、清掃に関しては明記されておられません。

平成17年度以降の点検及び清掃が15年に1回でよいかという質問でございますが、近隣の状況も含めて聞き取りを行っております。その他、1年に1回、目視によって点検孔から中の確認を行っております。

そういう状況から、15年に1回の清掃で本当によいかどうかについては、今後、15年後の付近で沈殿物の状況を確認しながら決めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君） 今の点については分かりました。

次に、498ページ、業務費、異常水量調査委託料3万3,000円について、具体的な内容及び積算根拠について御説明をお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 水道主幹。

○水道主幹（石山隆信君） 馬場議員の質問について説明させていただきます。

異常水量調査委託料3万3,000円の具体的な内容及び積算根拠についてでございます。

まず、具体的な内容については、水道メーターの検針は2か月に1回、検針員が行っており、検針時に漏水等の異常を発見した場合には、検針員が水道担当職員に連絡し、漏水調査、異常水量の確認を行っております。

また、検針後、エラーリスト一覧を作成しており、異常を発見した場合については、担当職員がお客様と直接連絡を取り、漏水調査を行っております。

異常水量調査委託については、美幌管工事業協同組合と契約し、担当職員が対応できない場合、例えば、漏水の原因が不明であるとか、土曜・日曜しか対応できない、会えない方とか、メーター器の不感といった場合に調査を委託するものでございます。

次に、積算根拠でございます。

人件費、諸経費、交通費から構成されております。1件当たり3,278円で10件を見込んでおり、3万3,000円を予算計上しております。

以上、御説明いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君） 今御説明の委託内容については理解いたしました。

そこで、今、主幹から説明があった水道メーターの検針については、市街地においては、2か月に1回検針しているという御説明ですが、その間、漏水していれば、多量の漏水になり、水道料金も多額になると思います。異常水量等の水道料金の一部減額はあるものの、下水道料金にも反映されますので、

多額の負担になります。

ですから、2か月に1回のメーターの検針ではなくて、できる限り早くできる方法がないのか、異常があった場合の早めの対応ができないか、お伺いします。

○議長（大原 昇君） 水道主幹。

○水道主幹（石山隆信君） 今の御質問でございます。

現在は、異常水量を発見した場合の対応については、先ほど説明した流れしかないのが現状であります。

近年、スマートメーターの実証実験を始めている市町村が増え始めています。スマートメーターは、誤検針がなくなることや、異常水量の早期発見に期待が持てるとされております。

美幌町水道事業においても、今年から電波状況の確認などスマートメーターの検討を始めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで、議案第35号の質疑を終わります。

暫時休憩をします。

再開は、11時といたします。

午前10時49分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第36号令和3年度美幌町病院事業会計予算について、歳入歳出一括して質疑を許します。

11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） 入院収益のところの9億810万7,000円、地域包括ケア病床の令和2年度の入院患者数及び入院収益についてお知らせください。

○議長（大原 昇君） 病院総務主幹。

○病院総務主幹（菅 敏郎君） ただいまの

岡本議員からの質問にお答えいたします。

地域包括ケア病床につきましては、令和2年5月に施設基準の届出を行いまして、令和2年5月1日から病床数8床で正式運用を開始しているところであります。

令和2年5月1日から令和3年2月末までの10か月間の実績につきましては、延べ入院患者数1,708人、入院収益5,567万7,000円となっているところであります。

以上、説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） 4月からではなくて5月からということですがけれども、地域包括ケア病床に取り組んだことで、この結果を病院側ではどのように分析しているのでしょうか。

また、その8床というのは、今の国保病院の体制の中で最大で8床なのか、それとも、今後10床にしていきたいという希望があるのか、その辺のところをお知らせください。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） ただいまの御質問にお答えいたします。

地域包括ケア病床の導入につきましては、一般の病床に比べて比較的長く入院することができるという患者様のメリットと、病院側としては収益増というメリットがございまして、導入を開始したところであります。

病院としてどのように分析しているかについてでありますけれども、入院される患者様の入院日数は長くなっておりますし、収益につきましても、一般の出来高の計算に比べますとパーセンテージは上がっておりますので、病院側もしくは患者様にとってのメリットはあったというふうに分析しているところでございます。

8床についての今後の考え方になりますけれども、当面、部屋の数等の関係もありまして8床でスタートしておりますが、今後、この病床をどのように生かしていけるかによっ

てはさらに拡大する可能性もありますので、今、病棟と打合せをしながら検討している最中でございます。

以上でございます。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） 医療体制が変わってから、長く病院にいられないとか、行き先のことで悩んでいる入院患者のことを考えますと、長くいられるということと、それから、病院側にとっても収益にもなるということで、大変いいことだと思っています。

今後、8床だけではなく、考えていきたいということですので、期待をしたいところです。

例えば、もうあまり長くないと言われている方が美幌に帰ってきて最期を迎えるような、患者にもよりけりですけれども、痛い痛いと言っている終末期ではなく、穏やかな死を迎える終末期の方もいらっしゃいます。もう治療はあまりしないと。そういう方が町内に帰って最期を迎えられるような形が少しでも取れば、ここが増えることによって、そこに何床かでも余裕ができればいいなと感じています。今後、期待したいところです。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 地域包括ケア病床の運用につきましては、在宅復帰率という数字がございまして、必ず在宅に帰っていただくという一定の基準がなければ必要な診療報酬は得られないというシステムになっているものですから、お亡くなりになるというケースでの病床の利用は極力控えているところでございます。

ただ、そういった患者様につきましては、一般病床の中で対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 528ページの臨時医師報酬8,692万9,000円の種別と内容について御説明をお願いします。

○議長（大原 昇君） 病院総務主幹。

○病院総務主幹（菅 敏郎君） ただいまの上杉議員からの質問にお答えいたします。

臨時医師報酬の種別と内訳についてですが、週末及び年末年始等の日当直の支援としまして2,352万8,000円を、旭川医科大学からの眼科の出張医師として3,104万円を、泌尿器科の医師として1,860万円を、内科、外来診療、内視鏡等に携わっていただきます医師として588万円を、乳幼児健診等に携わっていただきます小児科医師として117万円を、手術の際の麻酔科の医師として671万1,000円を合計しまして8,692万9,000円となっております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 説明の中で、週末及び年末年始等の日当直の支援ということですが、主にどこの大学から派遣を受けてやっているのか、派遣元について御説明いただきたいと思います。

それから、麻酔科医師について、この予算で年間何回ぐらいを予定しているのかということ、麻酔科医師の確保は、町内の医師だけなのか、町外の医師にもお願いしているのか、その辺の状況を御説明いただきたいと思っています。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） ただいまの御質問にお答え申し上げます。

週末及び年末年始の日当直は、札幌医科大学、北海道大学病院、埼玉医科大学の三つの大学医局になってございます。

麻酔科医師の必要な日数ですけれども、予算的には49日分ということで、毎週金曜日に来ていただいております。麻酔科医師は全て町外からの派遣で来ていただいております。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 予算書の530ページ、医業費用、材料費、給食材料費10万円につきまして御質問させていただきます。

地元食材を使用して入院食4回分を提供す

る事業ということですが、これを実施するに至った経緯について御説明いただきたいと思いをします。

○議長（大原 昇君） 病院総務主幹。

○病院総務主幹（菅 敏郎君） 戸澤議員からの御質問にお答えいたします。

地元食材を使用して入院食を提供する事業に至った経過でございますけれども、入院患者様に提供する食事につきましては、治療の一環といたしまして、栄養管理の下、病態に合わせて提供しているところでございます。

一方で、病院食を楽しみにしている患者様も多くいらっしゃるということがありまして、こうした中、地元には新鮮で栄養価の高い食材がある、安心・安全に加えて、おいしい食事で、しっかりと栄養を取ってもらうことが治療にプラスになるという医師からの提案がありまして、地元食材のおいしさにこだわった食事を旬な時期に提供し、入院患者様に喜んでいただき、治癒力向上につなげたいということから取り組むことになったものでありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） 530ページの今と同じところですが、地元食材を使用して入院食を提供するということですが、その内容を詳細に教えてください。

○議長（大原 昇君） 病院総務主幹。

○病院総務主幹（菅 敏郎君） 岡本議員の御質問にお答えいたします。

地元食材の4回分の内容でございますけれども、各季節ごとに1食分、地元食材を使用した1品を提供することを考えておりまして、食材の内容の予定としましては、大体1回1食60人程度で、それぞれ1品増やすことを考えておりまして、1品当たり2万5,000円を考えていることから、今回10万円となっております。

内容として考えているのは、現在のところ、春の季節には地元産のアスパラガスを使用した1品を、夏におきましては、豚しょうゆを

使用した丼を、秋の季節につきましては、地元産の豆を使用した1品を、それから冬季におきましては、地元産の小麦を使用した麺類の提供を考えているところであります。

以上説明いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） 内容は分かりました。

給食部門は委託しておりますので、これをきっかけとして、病院食を楽しみにしているということは私も非常に分かります。それで元気が出ますし、何日か前から楽しみにしているとか、患者同士で話したりしています。それは入院患者にとっても非常にうれしいことだと思いますので、これをきっかけに、予算はありますでしょうけれども、委託業者と話して、もっと増やしていただく形を取っていただければと思います。夏は特に、新鮮な野菜がたくさんできますので、これをきっかけに、もっと広がることを望みます。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） お答えいたします。

初めての取組ということで、少額な取組になりますが、町外から来ていただいている医師から地域の食材は素晴らしいものがあるという御提案がありましたので、それを生かしながら、今後もさらにできるかどうか、検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん

○12番（上杉晃央君） 532ページのその他施設器具等修繕料3,166万9,000円の修繕内容と金額について御説明ください。

○議長（大原 昇君） 病院総務主幹。

○病院総務主幹（菅 敏郎君） ただいまの上杉議員からの質問にお答えいたします。

その他施設器具等修繕の内訳でございますけれども、令和3年度に予定しているものに

つきましては、自動ドアの修繕に30万円を、ボイラーの修繕に30万円を、給排水設備の修繕に10万円を、衛生設備の修繕に30万円を、電気設備の修繕に10万円を、厨房設備の修繕に10万円を、院外酸素等天つりのアウトレットホースの交換に50万6,000円を、食堂にあるプレハブの冷凍庫の修繕ということで、これは冷凍庫の室外機、室内機の交換になりますが、これに143万円を、医療ガス装置の修繕に10万円を、検査システムバッテリーの交換に5万5,000円を、受変電設備改修として589万4,000円を、それから、屋上防水塗装補修ということで、これは令和2年度に3階部分を行っておりますが、今回につきましては、残りの1階の屋上部分1,346.4平米と2階の屋上部分650.6平米の合計1,997平米分について防水塗装を行うものでございまして、この部分に2,188万4,000円を、それから、手術室・院内PHSアンテナの増設に30万円を、その他小破修繕として10万円を、また、今回、公用車の車検等の整備がありますので、その部分で20万円を、これらを合計しまして3,166万9,000円となっております。

以上であります。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。
○12番（上杉晃央君） 内容は分かりました。

そこで、屋上防水塗装は昨年度予算で3階をやって、今年で終わると思うのですが、病院改築後、どれぐらいの周期でまた実施するのか、今回補修をして大体どれぐらいもつのか。

もう1点は、受変電設備改修というのは、改築後初めてなのか、複数回あったのか、その辺について御説明いただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。
○病院事務長（但馬憲司君） 上杉議員の御質問にお答えいたします。

屋上防水塗装補修は、保証期間は10年と言われておりまして、今回実施しているとこ

ろでございます。

受変電設備につきましては、改築後初めての改修となっております。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。
○1番（戸澤義典君） 予算書532ページになります。

医業費用、経費の手数料、医師・薬剤師紹介手数料2,395万8,000円について、積算根拠と医師等確保の可能性について、御説明をお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 病院総務主幹。
○病院総務主幹（菅 敏郎君） 戸澤議員からの質問にお答えいたします。

医師等の紹介手数料の部分でございますけれども、必要な医療人材の確保につきましては、人材紹介会社の活用が主流となっているところでございます。

当院におきましても、全国に人材を求めまして、全国に無数に存在する紹介会社と情報交換を行っているところであります。

なお、紹介手数料につきましては、成功報酬型の契約を行っておりまして、採用が決定し、入職したとともに支払いが発生しているところであります。

予算の内訳でございますけれども、常勤医師につきましては、3名分を予定しております。想定年収の25%で計算させていただいています。想定年収2,639万円の25%に消費税を加えた額の2,177万2,000円を予定しております。

また、非常勤医師といたしましては、1名を予定しておりますけれども、月額20万3,000円の報酬に対しまして20%の手数料、それに10%の消費税を加えたものを12回で53万6,000円を、薬剤師につきましては、1名を予定しております。想定年収600万円に対しまして、25%の手数料に消費税を加えた165万円を予定しているところでございます。

医師等の確保の可能性でございますけれども、今回、新型コロナウイルスの影響等もありまして、医師の動きが非常に鈍くなってい

る状況でありまして、現在のところ、確保の見通しが立っていない状況ではありますけれども、早期採用はもとより、数か月先、1年先の採用を視野に入れて取り組んでいるところでもありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 1 番戸澤義典さん。

○1 番（戸澤義典君） 全国に無数に存在する紹介会社と情報交換を行っているということで、現在、何社登録しているのか分かりませんが、何社と情報交換を行っているのか、また、全国と言いつつ、地方的に大阪近辺とか九州近辺とかいろいろあると思うのですけれども、地域別に何社とやっているかを教えていただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） ただいまの質問にお答えいたします。

主要な紹介会社につきましては、道内1か所、道外1か所ということでやっているところですが、そのほかにも無数の紹介会社がありまして、私どもの募集記事を見ている紹介会社から毎日のようにお問合せがあります。情報交換をさせていただいている会社は5社から7社ぐらいかと思っております。

冒頭に申し上げましたけれども、道内の主要なところは1か所と、道外には東京や大阪と全国の紹介会社がありますので、道内、道外を含めて情報交換をさせていただいているところです。

○議長（大原 昇君） 1 1 番岡本美代子さん。

○1 1 番（岡本美代子君） 今のところですが、何科の医師招聘を検討しているのか、お聞かせください。

○議長（大原 昇君） 病院総務主幹。

○病院総務主幹（菅 敏郎君） 岡本議員の質問にお答えいたします。

現在招聘している科目につきましては、外科の医師と総合診療科の医師、循環器内科の医師ということで、3科の医師の招聘を考えているところです。

○議長（大原 昇君） 1 1 番岡本美代子さん。

○1 1 番（岡本美代子君） いいお医者さんがいれば、外科なら2人とか、そういうことも考えているのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） お答えいたします。

今の体制で申し上げますと、外科の先生を2人というのはなかなか厳しいと考えております。

招聘に当たりましては、例えば、総合診療科の先生が、もともと外科の出身で外科の診療をしていたけれども、現在は内科系の診療をしているとか、診療科を限定しておりますが、紹介いただく先生の経歴などを確認しながら、柔軟に対応できるように考えて取り組んでいるところでございます。

○議長（大原 昇君） 1 2 番上杉晃央さん。

○1 2 番（上杉晃央君） 私も、同じ紹介手数料についてですが、薬剤師の想定年収が600万円で、165万円の予算ということですが、この表の中の令和2年度の240万円近い手数料は、想定年収が高い方を採用したためにこうなったという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（大原 昇君） 1 1 番岡本美代子さん。

○1 1 番（岡本美代子君） 534ページ、病院事業費用、医業費用、研究研修費、謝金168万円の積算根拠及び令和2年度の実績についてお知らせください。

○議長（大原 昇君） 病院総務主幹。

○病院総務主幹（菅 敏郎君） ただいまの岡本議員の御質問にお答えいたします。

謝金の内訳でございますけれども、3点ほど積算根拠を持っておりまして、まず1点目は、手術介助の謝礼金としまして、高度な手術を実施する際に支援いただく医師への謝礼

を考えております。これにつきましては、年に4回、1回当たり5万5,000円ということで22万円を、講師の謝礼金ということで、院内の研修会などの講師に迎えた先生方への謝礼金という形で、これにつきましては、年に3回、1回当たり10万円で30万円を、外部医師指導・情報交換謝礼金ということで、医師招聘のための病院の見学とか情報交換などのために使う旅費としまして、1回当たり29万円で4回を見込んでおりまして116万円を、以上を合わせまして168万円を見ているところであります。

それから、令和2年度の実績でございますけれども、令和2年度につきましては、現在のところ、外部医師等の指導・情報交換のための謝金ということで、5件、21万5,230円を支出しているところでございます。

以上であります。

○議長（大原 昇君） 6番伊藤伸司さん。

○6番（伊藤伸司君） 540ページ、有形固定資産購入費、診療用医療備品等の購入費として4,620万4,000円、この具体的な根拠をお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 病院総務主幹。

○病院総務主幹（菅 敏郎君） ただいまの伊藤議員の質問にお答えいたします。

令和3年度に予定している診療用医療備品の内訳でございますけれども、電動低床ベッド、これは病棟用に7台と透析用に1台を考えておりますけれども、合計8台で390万3,000円を、臨床化学分析装置、これは検査装置になりますが、一式で990万円を、物品の在庫管理システムにつきましては、1台131万5,000円を、骨密度測定のためのアプリケーションとそれに附帯するもの一式で484万円を、医用画像保管装置ということで、これはシステムの更新になりますけれども、レントゲンなどの画像を保管する装置で1,760万円を、汎用の人工呼吸器につきましては、1台418万円を、手持ちの眼圧計につきましては、1台113万3,000円を、干渉電極型低周波治療器、これはリハ

ビリになりますけれども、一式で90万2,000円を、電子カルテのクライアントシステムの台数の追加ということで2台分を見ておりまして、この部分で94万6,000円を、病歴管理システム、これは更新になりますけれども、一式で148万5,000円を、以上を合わせまして4,620万4,000円を予定しているところであります。

以上であります。

○議長（大原 昇君） 6番伊藤伸司さん。

○6番（伊藤伸司君） 先ほどの主幹の説明の中にもありましたけれども、今回導入する備品の中で、新規なのか、入替えなのか、分かる範囲でお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 病院総務主幹。

○病院総務主幹（菅 敏郎君） ただいまの質問にお答えいたしますけれども、まず、電動低床ベッドにつきましては更新になります。それから、臨床化学分析装置も、現在ある装置の更新となります。

新規になるものは、電子カルテのクライアントシステムの追加の部分だけで、それ以外につきましては全て更新という扱いになります。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで、議案第36号の質疑を終わります。

会派等審議のため、暫時休憩をします。

再開は、おおむね14時30分をめぐるといたしますけれども、状況に応じて再開いたしますので、御了承のほどをお願いいたします。

会派の皆様には、速やかに、短縮していただけるような努力をお願いいたします。

午前11時31分 休憩

午後 2時30分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第13号美幌町議会議員及び美幌町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する

条例の制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第14号美幌町基金条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第15号美幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第16号美幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第17号美幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制

定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第18号美幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第19号美幌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第20号美幌町労働会館条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第21号美幌町消費生活センター設置条例の一部を改正する条例制定についてを採

決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第22号美幌町地域振興センター条例を廃止する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第23号美幌町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第24号指定管理者の指定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第25号指定管理者の指定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第26号指定管理者の指定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第27号指定管理者の指定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第28号指定管理者の指定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第29号令和3年度美幌町一般会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第30号令和3年度美幌町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の

方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第31号令和3年度美幌町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第32号令和3年度美幌町介護保険特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第33号令和3年度美幌町公共下水道特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第34号令和3年度美幌町個別排水処理特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第35号令和3年度美幌町水道事業会

計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第36号令和3年度美幌町病院事業会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

再開は、14時45分といたします。

午後 2時42分 休憩

午後 2時45分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議会運営委員長報告

○議長（大原 昇君） 先ほど、議会運営委員会を開きましたので、委員長からその結果について報告を求めます。

12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 先ほど、議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容と結果について報告いたします。

町長から、追加議案として、議案第37号令和2年度一般会計補正予算（第14号）について、議案第38号令和3年度美幌町一般会計補正予算（第1号）についてが提出されましたので、本日、第15日目の意見書案第1号高レベル放射性廃棄物の最終処分場にしないことを求める意見書についての前に追加し、審議することに決定いたしました。

議員各位及び説明員の御理解と御協力をお

願いして、議会運営委員会委員長としての報告といたします。

◎日程追加の議決

○議長（大原 昇君） お諮りします。

ただいま、議会運営委員会委員長から報告のあったとおり、この後、日程第3 意見書案第1号高レベル放射性廃棄物の最終処分場にしないことを求める意見書についての前に、議案第37号令和2年度美幌町一般会計補正予算（第14号）について及び議案第38号令和3年度美幌町一般会計補正予算（第1号）についてを議事日程に追加し、それぞれ追加日程第1及び追加日程第2としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号令和2年度美幌町一般会計補正予算（第14号）について及び議案第38号令和3年度美幌町一般会計補正予算（第1号）についてをそれぞれ追加日程第1及び追加日程第2とし、議題とすることに決定いたしました。

◎追加提出案件の概要説明

○議長（大原 昇君） 町長から、提出されました追加議案について概要説明をしたいとの申出がありますので、発言を許します。

町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 本定例会に追加して御提案いたします議案につきまして、御説明を申し上げます。

議案第37号令和2年度美幌町一般会計補正予算（第14号）については、地域振興センター及び役場分庁舎の解体除却工事費について、国庫補助金の追加要望が認められる見込みとなったことから、1,787万円の増額補正を行おうとするものであります。

議案第38号令和3年度美幌町一般会計補正予算（第1号）については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業として8,403万5,000円を、

新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る関連経費として2,377万8,000円の増額補正を行おうとするものであります。

なお、細部につきましては、後ほどそれぞれ御説明申し上げますので、御審議の上、原案に御協賛賜りますようお願い申し上げます。追加する議案の概要説明といたします。

以上、よろしくお願い申し上げます。

◎追加日程第1 議案第37号

○議長（大原 昇君） 追加日程第1 議案第37号令和2年度美幌町一般会計補正予算（第14号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 追加議案書の3ページになります。

議案第37号令和2年度美幌町一般会計補正予算（第14号）について御説明を申し上げます。

令和2年度美幌町の一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、公共施設の解体除却工事につきまして、国の補助金を活用できる見通しとなりましたので、令和2年度予算に所要額を追加しようとするものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,787万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ175億2,195万9,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、12、13ページをお開き願います。

2款総務費、1項、4目財産管理費、3、町有財産管理事業費の増、工事請負費1,787万円につきましては、用途廃止を予定してございます公共施設について、敷地を有効活用すべく、速やかに施設を解体し、除却するための予算計上になります。

地域振興センター解体除却工事につきましては、本年9月30日をもって閉鎖する地域振興センターを解体除却し、跡地を東陽保育園の駐車場として利用するものでございます。

用途廃止の時期が10月以降となることから、令和3年度の補正予算に解体除却費用を計上する予定でありましたが、財源を見込んでおりました国庫補助金につきまして、令和3年度の全国の要望額が増大しており、補助金の交付を見込めない状況にあることが明らかになったところでございます。

一方で、令和2年度の全国の要望額に余裕があり、追加交付を受け付ける旨の連絡がございましたので、補正予算を追加の上、予算を令和3年度に繰り越し、10月以降に施設の解体除却を行おうとするものであります。

地域振興センターは、鉄骨造平屋建て、延べ床面積は486平方メートル、昭和59年の建築から36年を経過した建物でありまして、工期は90日間を見込んでございます。

その下の役場分庁舎解体除却工事につきましては、役場新庁舎の北側に整備を予定しております防災資機材備蓄倉庫の建設予定地であり、国庫補助金を活用して施設を解体除却するものでございます。

昭和34年の建築から61年を経過した建物であり、鉄筋コンクリート造の2階建て、延べ床面積は69.41平方メートル、工期は75日間を見込んでございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、10ページ、11ページにお戻り願います。

16款国庫支出金、2項、1目総務費国庫補助金708万2,000円につきましては、地域振興センター及び役場分庁舎の解体除却工事に国の空き家対策総合支援事業補助金を活用するもので、補助率は5分の2でございます。

20款繰入金、1項、1目財政調整基金繰入金1,078万8,000円は、今回の補正予算の財源といたしまして、財政調整基金からの繰入れを行うものでございます。

なお、追加議案参考資料の1ページ、資料

1に基金の年度末予定残高を掲載しておりますので、御確認をいただければと思います。

以上、議案第37号について御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第37号令和2年度美幌町一般会計補正予算（第14号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎追加日程第2 議案第38号

○議長（大原 昇君） 追加日程第2 議案第38号令和3年度美幌町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 追加議案書の15ページになります。

議案第38号令和3年度美幌町一般会計補正予算（第1号）につきまして御説明を申し上げます。

令和3年度美幌町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施する事業及びワクチン接種事業に係る経費につきまして、その所要額を予算計上するものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億781万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112億6,185万1,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、24、25ページをお開き願います。

2款総務費、1項、6目辺地対策費、1、生活バス路線等維持事業費の増、補助金、新型コロナウイルス対策タクシー運行継続支援事業補助金208万円につきましては、外出自粛の影響により、特に夜間の利用が減少しているタクシー事業者に対し、運行の継続を支援するための補助金であります。

感染防止対策に要する経費として、車両1台につき2万円を、26台分の52万円を事業者に交付いたします。

また、歩合給のため、特に夜間において勤務する運転手の賃金が大きく減少していることから、夜間勤務の運転手には10万円を、日勤及びパートの運転手には2万円を、それぞれ事業者を経由して支給いたします。

次に、8目住民活動推進費、1、住民活動推進事業費の増、351万円につきましては、自治会活動の拠点となる地域集会室を、安心感を持って利用いただけるよう、感染予防対策として空気清浄機を設置するための予算計上でございます。

機械器具227万5,000円は、町が所有する集会室21施設に設置する空気清浄機35台の購入費用になります。床面積と部屋数に応じ、各施設に1台から4台を設置いたします。

次の補助金、地域集会施設感染予防対策事業補助金123万5,000円は、自治会が所有する集会室19施設の備品整備に関する補助で、補助率は10分の10、6万5,000円を上限に、空気清浄機19台を購入するための補助金になります。

中段の3款民生費、2項、1目児童福祉総務費、4、子育て支援センター運営事業費の増、修繕料192万5,000円につきましては、子育て支援センターの一時預かりルーム、プレイルーム等の床材をタイルカーペットや畳から長尺シートに張り替えるための修繕経

費であります。

施設を利用される親子、乳幼児について、飛沫感染のリスクの低減を図るため、職員はこまめな除菌に努めてございますが、作業のしやすい床材へと変更し、感染予防対策を徹底してまいります。

次に、4款衛生費、1項、2目予防費、1、感染等予防対策事業費の増、補助金、新型コロナウイルス感染症検査費用補助金700万円につきましては、町内の介護事業所及び障がい福祉事業所を対象に、施設が必要と判断した入所者、従業員に対する検査費用について、1人1回につき1万円を上限に補助いたします。

なお、対象となる検査につきましては、行政検査、医療保険適用を除くPCR検査及び抗原定量検査で、検査回数は700回を見込んでの予算措置となります。

その下の2、予防接種事業費の増、3、429万8,000円につきましては、いずれも新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る経費となります。

令和2年度3月補正予算及び令和3年度の当初予算におきまして、ワクチン接種に関わる所要額を予算措置いたしました。美幌医師会の御協力の下、ワクチン接種に向けた実施体制が整ったことから、必要経費につきまして予算計上するものでございます。

26、27ページをお開き願います。

6行目の新型コロナウイルスワクチン被接種者送迎委託料1,052万円につきましては、75歳以上の高齢者を対象に、ワクチン接種時における交通費について、町が負担するための予算計上になります。

自宅から接種会場となる医療機関、またはしゃきつとプラザまでのタクシー往復運賃につきまして、その全額を助成いたします。

対象者には、ワクチン接種券を発送する際にタクシー利用券を同封し、タクシー乗車時において利用券を提示いただくこととなります。

本町におきましては、4月26日の週にワ

ワクチン1箱195本、975回分が納品される見通しですが、ワクチンの確保数が少ないため、介護保険施設から接種を開始することで準備を進めています。その後のワクチンの納品時期は明らかになっておりませんが、納品時期に応じまして、高齢者の方から順に接種券を発送し、ワクチン接種の事前予約を受け付ける予定でございます。

ワクチンの接種は、個別接種と集団接種の2方式といたします。国保病院を含め、町内五つの医療機関で実施する個別接種と、しゃきとプラザを会場に毎週日曜日に実施する集団接種につきまして、いずれかを選択いただくことになります。

住所や氏名等が印刷されたワクチン接種券を郵送し、通話料無料の予約専用電話か、ラインによる事前予約をお願いするとともに、接種時にはワクチン接種券のほか、保険証など身分を証明できるもの、予診票を持参いただくことになります。

詳細につきましては、広報紙をはじめ、町のホームページなどでお知らせをいたしますので、円滑なワクチン接種に向けまして、町民皆様の御理解と御協力をよろしくお願いしたいと存じます。

次に、7款商工費、1項、2目商工業振興費、1、商工業振興推進事業費の増、補助金の1行目、新型コロナウイルス対策事業継続支援金2,400万円につきましては、長期化する新型コロナの感染拡大により、深刻な影響が出ている事業者に対しまして、事業経営を支援するため、支援金を給付するものでございます。

昨年10月から本年3月までの6か月間の合計売上げが前年同期間に比べて40%以上減少している事業者を対象といたします。

なお、昨年3月に新型コロナウイルスの影響で売上げが減少している場合、昨年10月から本年2月までの5か月間の合計売上げを前年同期間と比較いたします。

支援金の額は、従業員数に応じて3段階とし、3人以上の場合は30万円、2人以下の

場合は20万円、従業員がいない場合は10万円をそれぞれ支援金として支給いたします。

対象は全ての業種とし、売上げが40%以上減少している事業者を100社と見込んでの予算計上になります。

次の新型コロナウイルス対策商工団体等販売促進支援事業補助金500万円につきましては、複数の事業者で構成される団体、商店街組織に対しまして、販売促進に必要な経費を支援するための事業になります。

合同チラシの作成やスタンプラリー開催などの販売促進経費を対象に、補助率は3分の2、50万円を上限に補助するもので、10件の申請を見込んでおります。

次の新型コロナウイルス対策中小企業者感染予防支援事業補助金3,000万円につきましては、中小企業者が取り組む感染予防対策に必要な経費の一部を支援する事業になります。

マスクや消毒液など消耗品の購入、空気清浄機や加湿器など備品の購入、除菌効果を期待できる対策に対しまして、補助率は3分の2、2万円から最大20万円を上限に補助金を交付いたします。

消耗品のみの申請を100件、備品等の申請を100件、全体で200件の申請を見込み、3,000万円を予算措置いたします。

次に、歳入について御説明いたしますので、22、23ページにお戻り願います。

16款国庫支出金、2項、3目衛生費国庫補助金のうち、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の増、2,377万8,000円につきましては、ワクチン接種に係る経費として、その全額が国から交付されるものであります。

そのほかの国庫補助金につきましては、感染防止対策及び経済対策として実施する事業の財源といたしまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てるための予算措置となります。

なお、令和3年度において本町に交付される地方創生臨時交付金の交付限度額につきま

しては、1億8,048万2,000円ですが、本日議決をいただきました新年度予算に今回の追加補正予算を加えた臨時交付金の充当額は1億5,722万円となります。

残る2,326万2,000円につきましては、長期化する新型コロナウイルスの影響を注視の上、町民の生活、町内の経済を支えるために必要な事業、追加すべき対策の財源として活用してまいりたいと存じます。

20款繰入金、1項、1目財政調整基金繰入金2,475万5,000円につきましては、今回の補正予算の財源といたしまして、財政調整基金からの繰入れを行うものであります。

なお、追加議案参考資料の2ページ、資料2に基金の年度末予定残高を掲載しておりますので、御確認をいただければと思います。

以上、議案第38号につきまして御説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 一つだけ伺いたいです。

議案の27ページになります。

新型コロナウイルス対策事業継続支援金の支給額の算出根拠について、説明をお願いします。

○議長（大原 昇君） 商工観光主幹。

○商工観光主幹（多田敏明君） 今回の事業継続支援金の支給額は上限30万円でありま
すけれども、こちらにつきましては、国や道に同様の支援事業がありますので、そちらも加味しながら設定した金額となっておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 今、国や道の補助金に準じたという御説明をいただきましたが、実際に困っている、深刻な打撃を受けている事業者に対しての支援金ということですから、そういった人たちの声を受けて、検討してこの金額に設定したということではなく、同様のということでしょうか。

○議長（大原 昇君） 商工観光主幹。

○商工観光主幹（多田敏明君） 今回の金額につきましては、国、道の事業分も検討しておりますけれども、さらに商工会議所とも協議を重ねておりまして、そちらとの協議の結果を踏まえて、この金額に設定しております。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 25ページの予防接種事業費の増ですが、今回、コールセンターを通じて住民に対応していくという説明を受けましたけれども、住民の皆さんは、テレビ等を見て、ワクチンが計画どおり配布されてこないということで、いつ自分の順番が来るのかということに関心事だと思います。

資料をいただいた中で、個別接種や集団接種の概要について、どこかの時点で早めに住民の皆さんに周知する必要があると思うのですけれども、町は、いつ頃に住民全体へ周知する予定なのか、あるいは、周知する方法は広報だけなのか、違う媒体を使ってやろうとしているのか、その辺の御説明をお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 健康推進主幹。

○健康推進主幹（大場圭子君） ただいまの周知についての御質問でありますけれども、コールセンターにつきましては、今、詳細の調整をしているところです。

実施体制について決まった点は、早めに町民の方にお知らせできるよう、ホームページを通じて現段階の接種体制をお知らせしていく予定であります。

ホームページ及び4月の広報で現段階の美幌町の接種状況についてお知らせをして、今週中にはコールセンターで問合せに対応ができるよう、現在準備を進めているところでありますので、よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君） 23ページ、先ほど総務部長から、交付金の総額が1億8,048万2,000円ということで、令和3年度当初

分と今回の補正分を引いた残りが2,326万2,000円という御説明がありました。

2,326万2,000円については、今回補正をしないで、今後の必要な事業に充てるということですけれども、今回、このほかに事業がなかったという理解なのか、それとも、今後、緊急性を要した場合に充当するという理解なのか、説明をお願いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 御答弁申し上げます。

今回、八つの事業を御提案させていただいてございます。いずれの事業も、関係者の皆様の声をお聞きした中で、この4月から早急に対処すべき事案であるという認識の下に、今、御審議をいただいているわけですが、そのほかにも何件か事業の案となるものはございました。

そちらにつきましては、全庁的な感染症の対策本部会議を3月に開催して、本部員の中でいろいろ意見交換をいたしまして、最終的には、本日御提案をしている八つの事業を取り急ぎ進めようということで意思決定をしたところでございます。

ほかの事業につきましても、この後、状況の推移を深く見極めまして、必要があれば、いつかの時点でまた議会に御相談を差し上げたいと考えてございますが、なかなかコロナの終息が見通せないという状況であります。

また、本町におきましても、恐らく5月以降になろうかと思いますが、ワクチン接種が進んでいく中で、その時々に必要な対策、必要となる事業、支援というものは当然出てくるだろうと考えてございます。

つきましては、今回の交付金の残額でございます2,326万2,000円はもとより、状況によっては基金を取り崩すなど、必要な措置を適宜適切に対応してまいりたい、そのように考えてございますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第38号令和3年度美幌町一般会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 意見書案第1号

○議長（大原 昇君） 日程第3 意見書案第1号高レベル放射性廃棄物の最終処分場にしないことを求める意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において、別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第4 報告第3号

○議長（大原 昇君） 日程第4 報告第3号定期監査報告について。

お手元に配付しているとおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第3号定期監査報告については、これで終わります。

◎日程第5 報告第4号

○議長（大原 昇君） 日程第5 報告第4号例月出納検査報告について（11月～1月分）。

お手元に配付しているとおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第4号例月出納検査報告について（11月～1月分）は、これで終わります。

◎日程第6 閉会中の継続調査について

○議長（大原 昇君） 日程第6 閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した印刷物のとおり申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の議決

○議長（大原 昇君） お諮りします。

本定例会に付議されました案件は、全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によっ

て、本日で閉会したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会宣告

○議長（大原 昇君） これで、本定例会に付議された案件は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第3回美幌町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

午後 3時20分 閉会

美 幌 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員